

専決処分の承認を求めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年2月13日提出

大磯町長 池田 東一郎

## 専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月3日

大磯町長 池田 東一郎

(理由)

相手方に対する早急な賠償を実施するに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

### 損害賠償の額を定めることについて

大磯町は、次のとおり損害を賠償する。

- 損害賠償額 443,711 円
- 賠償の相手方 個人（詳細省略）
- 事故の概要 令和7年12月30日（火）午後9時30分頃、町道国府本郷5号線に設置されている集水枿1基について、集水枿を構成する縁塊部分が劣化していたため、個人が所有する車両の左側前輪部分が通過した衝撃により縁塊が損傷したことで、グレーチング蓋が外れ後輪部分に接触し車体が損傷した。
- 対応の経過 令和7年12月30日 事故発生  
令和8年 月 日 示談締結